

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月8日
【会社名】	五洋建設株式会社
【英訳名】	PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水 琢 三
【本店の所在の場所】	東京都文京区後楽二丁目2番8号
【電話番号】	03(3816)7111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 遠藤 淳 一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目2番8号
【電話番号】	03(3816)7111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 遠藤 淳 一
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2019年8月8日
【発行登録書の効力発生日】	2019年8月16日
【発行登録書の有効期限】	2021年8月15日
【発行登録番号】	1 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2020年9月8日(提出日)である。
【提出理由】	2019年8月8日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするため及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	五洋建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区栄一丁目2番7号) 五洋建設株式会社 大阪支店 (大阪市北区芝田二丁目7番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 【訂正内容】

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

五洋建設株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）及び五洋建設株式会社第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報

##### 1【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、10,000百万円を社債総額とする五洋建設株式会社第5回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「第5回債」という。）及び10,000百万円を社債総額とする五洋建設株式会社第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「第6回債」という。）を、下記の概要にて募集する予定です。

<第5回債>

各社債の金額 : 1億円  
発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2025年10月（5年債）（注）

払込期日（予定）：2020年10月（注）

（注）それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

<第6回債>

各社債の金額 : 1億円  
発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円

償還期限（予定）：2023年10月（3年債）（注）

払込期日（予定）：2020年10月（注）

（注）それぞれの具体的な日付は今後決定する予定です。

##### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

###### （1）【社債の引受け】

第5回債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号（注）
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（注）野村証券株式会社の住所は、2020年10月1日以降は「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」となります。

第6回債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号（注）
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（注）野村証券株式会社の住所は、2020年10月1日以降は「東京都中央区日本橋一丁目13番1号」となります。

###### （2）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

払込金額の総額20,000百万円(発行諸費用の概算額は未定)

(注) 上記金額は、第5回債及び第6回債の合計金額であります。

#### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

運転資金、設備投資資金、借入金返済資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

(訂正後)

運転資金、設備投資資金、借入金返済資金及び社債償還資金に充当する予定であります。

第5回債の手取金については、全額を、設備投資資金として洋上風力発電設備の基礎工事及び風車据付用に建造するSEP(自己昇降式作業台)型多目的起重機船(以下「SEP船」といいます。)の建造資金及び当該建造資金支払により減少した手元資金に充当する予定です。なお、実際の充当期間までは現金又は現金同等物にて管理します。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

五洋建設株式会社第5回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報  
グリーンボンドとしての適格性について

当社は、第5回債をグリーンボンドとして発行するため、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018年版」(注1)、「グリーンボンドガイドライン2020年版」(注2)及び「気候変動債基準3.0版(Climate Bonds Standard Version 3.0)」(注3)に即したグリーンボンドフレームワークを策定しました。

第5回債については、第三者評価機関である株式会社日本格付研究所(JCR)より「JCRグリーンボンド評価」(注4)の最上位評価である「Green 1」の予備評価を取得しております。また、第5回債が第三者評価を取得することに関し、環境省の2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注5)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるJCRは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

さらに、第5回債については「気候ボンド認証」(注6)が付与されています。

(注1) 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018年版」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

(注2) 「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

(注3) 「気候変動債基準3.0版(Climate Bonds Standard Version 3.0)」とは、英国の国際NGOであるClimate Bonds Initiative(CBI)が当該債券について、パリ協定における2目標と一致していることを、厳格な科学的基準に基づいて保証する基準です。当該基準は、CBIにより作成された国際的に幅広く認知された基準で、認証プロセス、発行前・発行後要件やセクター別の適格性・ガイダンスが含まれており、「グリーンボンドの環境に対する貢献度についての信頼性や透明性を確保すること」を目的としています。気候変動債基準ではセクター別基準が運用されており、当該グリーンボンドが対象とするプロジェクト及び資産の適格性の判断においては、該当するセクター別基準を満たしている必要があります。第5回債ではJCRの検証により、「海洋再生可能エネルギー(洋上風力)クライテリア(Marine Renewable Energy Sector Criteria)」を満たしていることを確認しました。

- (注4) 「JCRグリーンボンド評価」とは、ICMAが作成したグリーンボンド原則及び環境省が策定したグリーンボンドガイドライン2020年版を受けたグリーンボンドに対するJCRによる第三者評価です。当該評価においてはグリーンボンドの調達資金の用途がグリーンプロジェクトに該当するかの評価である「グリーン性評価」及び発行体の管理・運営体制及び透明性について評価する「管理・運営・透明性評価」を行い、これら評価の総合評価として「JCRグリーンボンド評価」が決定されます。
- (注5) 「2020年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。
- (1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること
    - 主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
    - ・調達資金額の半分以上が国内脱炭素化事業に充当される又はグリーンプロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの
    - 脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
    - ・脱炭素化効果 国内のCO<sub>2</sub>削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
    - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
  - (2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
  - (3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと
- (注6) 「気候ボンド認証」とは、第三者評価機関により気候変動債基準への適合性の検証を受けた債券に対しCBIにより付与されるものです。

#### グリーンボンド・フレームワークについて

##### 調達資金の用途

第5回債の調達資金は、洋上風力発電設備の基礎工事及び風車据付用に建造するSEP船の建造資金及び第5回債の払込期日から過去1年以内の当該建造資金支払により減少した手元資金に充当する予定です。当社では以下の通り適格基準を定め、プロジェクトの選定に際しては下記基準に適合することを検証することとしています。

- ・風力発電設備の建設のみを用途とすること
- ・曳航式であること
- ・建造したSEP船の運用における環境改善効果及び環境へのネガティブなインパクトを特定し、適切な措置を講じること

##### プロジェクトの評価及び選定のプロセス

当社では、洋上風力発電設備の建設のためのSEP船の建造について、取締役会が定めた適格基準に合致するかどうかを経営管理本部、土木本部及び洋上風力事業本部において検討し、評価及び選定が行われます。選定されたプロジェクトは最終的に取締役会が承認します。

##### 調達資金の管理

口座管理について、第5回債の調達資金は口座に入金されたのち、財務部において管理が行われます。財務部では、調達資金の管理について専用の帳簿を準備し、証憑とともに帳簿にて入出金が管理される予定です。入出金については充当の都度、財務部長の承認が行われており、責任者によって適切に決裁が行われる予定です。なお未充当資金については、現金及び現金同等物で管理する予定です。

追跡管理については、四半期単位で充当状況及び未充当資金の管理を行います。

第5回債により調達した資金の管理については、内部統制を行い、統制に係る文書はファイル管理が行われ管理されます。この統制に係る文書は内部監査の対象となる予定です。また、未充当資金残高の管理が適切かどうかについては外部監査の対象とする予定です。

第5回債が償還されるまでの間に対象資産を滅失・売却等した場合建造期間中は造船会社から受領した履行保証による補填、建造後は保険でカバーし再度建造を行う予定です。

## レポートニング

### ・資金の充当状況に係るレポートニング

第5回債による調達資金は、充当まで約2年程度が予定されており、未充当の資金は現金及び現金同等物にて管理します。

また、SEP船が専ら洋上風力発電設備の建造に使われたことを示す証憑をJCRに対して開示する予定であるほか、資金の充当状況について当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

なお、第5回債が償還されるまでの間に対象資産を滅失・売却等し、再充当の必要がある場合には、グリーンボンド調達資金の全額を適格基準に合致するプロジェクトに充当するまで、当社のウェブサイト上にて、年次で開示する予定です。

### ・環境改善効果に係るレポートニング

当社では、環境改善効果のレポートニングとして、以下の2項目を開示する予定です。

SEP船の竣工

SEP船により施工された洋上風力発電設備設置基数実績

なお、当社は第5回債が償還されるまでの間JCRより資金の充当状況並びに環境改善効果としての開示内容等のレポートニングの状況を主としたグリーンボンド評価のレビューを受ける予定です。